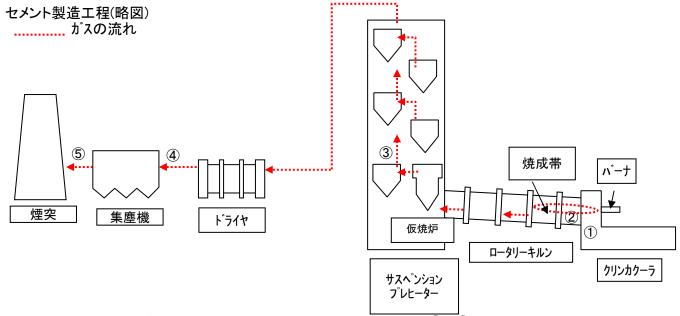
# 公表データの測定位置(5号キルンイメージ図)



- 1)燃焼室中の燃焼がス温度(代用: クリンカ落口温度or焼点温度)図中(1)or(2)
- 2)集塵機入口がス温度 図中④
- 3)煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素濃度(集塵機出口、集塵機入口) 図中④or⑤
- 4)焼成炉中の温度(代用: クリンカ落口温度or焼点温度)図中(1)or(2)
- 5)煙突から排出されるダイオキシン類濃度、ばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物) 図中(5)

### •測定値条件

- 1)燃焼室中の燃焼がス温度の測定場所としてはロータリーキルンの窯尻部が適切であると思われるが、がス温度が高温であること、 高温のセメント原料が多量に浮遊していることから信頼性のある温度を連続的に測定することが困難な環境にあるため、 産廃物再生利用条件の燃焼が入温度が800℃以上を立証できる箇所としてクリンカ落口温度又はロータリーキルン焼点温度を代用する。
- 3)煙突から排出される一酸化炭素の濃度が100ppm以下となるように焼却することとされているが、改正省令により、煙突から排出される排がス中のダイオキシン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として一酸化炭素の濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設であって、当該排がス中のダイオキシン類の濃度を3ヶ月に1回以上測定し、かつ、記録するものにあっては、この限りではない。

上記の内容もあるが、一酸化炭素の測定は実施する。集塵機出口、集塵機入口のどちらにするかは現在、濃度計を設置している場所によるものとする。

4)燃焼炉中の温度の測定場所としてはロータリーキルンの焼点温度が適切であると思われるが、高温のクリンカダストが多量に浮遊していることから信頼性のある温度を連続的に測定することが困難な環境にある場合は、焼点温度より100℃程低い値となるが、焼成炉中温度1000℃以上を立証できる筒所としてクリンカ落口温度を代用する。

## 一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設維持管理記録簿【焼却施設】は第八条の三第二項は第十五条の二の三第二項

#### 〇燃焼ガス及び排ガスの分析の実施状況と措置

#### •関係法令

施行規則第四条の五の二(一般廃棄物)及び施行規則第十二条の七の二(産業廃棄物)ロ)焼却施設の燃焼室中の燃焼がスの温度等、ハ)冷却設備及び排がス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った年月日、二)煙突から排出される排がス中のダイオキシン類の濃度及びばい煙濃度、 ホ)固形燃料の保管設備内の清掃を行った年月日であり、これに則って下表を作成した。

#### ■測完値条値

- 1) ロ)→ト 燃焼室中の燃焼がス温度の測定場所としてはロータリーキルンの窯尻部が適切であると思われるが、ガス温度が高温であること、高温のセメント原料が多量に浮遊していることから信頼性のある温度を連続的に測定することが困難な環境 にあるため、産廃物再生利用条件の燃焼がス温度が800℃以上を立証できる箇所としてクリンカ落口温度又はロータリーキルン焼点温度を代用する。
- 2) ロ)-ヲ 煙突から排出される一酸化炭素の濃度が100ppm以下となるように焼却することとされているが、改正省令により、煙突から排出される排がス中のダイオキシン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として一酸化炭素の 濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設であって、当該排がス中のダイオキシン類の濃度を3ヶ月に1回以上測定し、かつ、記録するものにあっては、この限りではない。 上記の内容もあるが、一酸化炭素の測定は実施する。集塵機出口、集塵機入口のどちらにするかは現在、濃度計を設置している場所によるものとする。
- 3) ロ)−ツ 燃焼炉中の温度の測定場所としてはロ−タリ−キルンの焼点温度が適切であると思われるが、高温のクリンカダストが多量に浮遊していることから信頼性のある温度を連続的に測定することが困難な環境にある場合は、焼点温度より100℃程 低い値となるが、焼成炉中温度1000℃以上を立証できる箇所としてクリンカ落口温度を代用する。
- 4) 二) ダイオキシンについてはロ)-ヲ同様の条件となる。

#### 2025年度 藤原工場 5号キルン

		項					4月	5月(休転月)	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
口)					(1)測定位置		②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温原
	測定値:クリンカ落口温度orロータリーキルン焼点温度				(2)測定年月日		連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定
					(3)測定結果	平均値	1.340°C	_	1.289°C	1.331°C	1.289°C							
					(焼点温度)		.,		.,=	.,	.,							
	リ. 集じん器に流入する燃焼ガスの温度。但し、集じん器内で燃焼ガスの温度を				(1)測定位置		④集塵機入口			④集塵機入口			④集塵機入口		0		④集塵機入口	
	速やかにおおむね摂氏200度以下に冷却することができる場合は集じん器内で冷却された 燃焼がスの温度を連続的に測定し、且つ、記録すること。 測定値:集塵器の入口がス温度				(2)測定年月日		連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測
					(3)測定結果	基準値	≦200°C	≦200°C	≦200°C	≦200°C	≦200°C	≦200°C	≦200°C	≦200°C	≦200°C	≦200°C	≦200°C	≦200°
						最大値	171°C	-	161°C	167°C	177°C							
-	押突から排出される排がス中の一酸化炭素の濃度を連続 的に測定し、 且つ、記録すること。 測定値:集塵機出口or集塵機入口					<b>図中④or⑤</b>		⑤集塵機出口	⑤集塵機出口		⑤集塵機出口			⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機
					(2)測定年月日		連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測
					(3)測定結果 (集塵機出口)	平均値	2,348ppm	-	2,389ppm	2,127ppm	2,388ppm							
-	ッ. ぱいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては、焼成炉中の温度を 摂氏1000度以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、 且つ、記録すること。 測定値: クリンカ落口温度orロータリーキルン焼点温度				(1)測定位置	<b>図中①or②</b>	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点
					(2)測定年月日		連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測
					(3)測定結果	基準値	≧1,000°C	≧1,000°C	≧1,000°C	≧1,000°C	≧1,000°C	≧1,000°C	≧1,000°C	≧1,000°C	≧1,000°C	≧1,000°C	≧1,000°C	≧1,000
					(焼点温度)	最小値	1,096°C	-	1,109°C	1,148°C	1,083°C							
V)	冷却設備及び排がス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った年月日				除去年月日			2025年5月22日	_	_	_							
=)	煙突から排出される排がス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物は六ヶ月に一回以上測定し、かつ、記録すること。 但し、セメントキルンは上記:測定値条件2) ロ)-ヲに該当する為、ダイオキシン類の濃度は3ヶ月に1回以上測定し、かつ、記録する。				(1)排がス採取位			⑤集塵機出口	⑤集塵機出口		⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機
				ジン (3)結 (4)測 基	(2)排ガス採取:		2025年4月9日	-	-	2025年7月30日	-							
					(3)結果取得年	月日	2025年5月20日	-	-	2025年9月11日	-							
					(4)測定結果		0.0083ng-TEQ/Nm3		-	0.0033ng-TEQ/Nm3	-							
					基準値			≦0.1ng-TEQ/Nm3										
	各工場が付キシン、ばい煙濃度基準値			1	(1)排がス採取位			⑤集塵機出口	⑤集塵機出口		⑤集塵機出口	5集塵機出口	5集塵機出口	5集塵機出口	5集塵機出口	5集塵機出口	5集塵機出口	5集塵機
					(2)排がス採取		2025年4月9日	-	-	2025年7月30日	_							
				物 物	(3)結果取得年	月日	2025年5月12日	-	-	2025年8月27日	-							
	5号	基準値	法及び条例名		(4)測定結果		<0.5ppm	-	-	<0.5ppm	-	··	<b>4</b> a a					
		<u> </u>		. 13	基準値		≦641ppm	≦641ppm	≦641ppm	≦641ppm	≦641ppm	≦641ppm ⑤集塵機出口	≦641ppm	≦641ppm	≦641ppm	≦641ppm	≦641ppm	≦641pp
	がイオキシン	/オキシン ≦0.1ng-TEQ/Nm³	廃掃法		(1)排ガス採取位 (2)排ガス採取:			⑤集塵機出口	⑤集塵機出口		り集座機出口	り集座機出口	り集座機出口	り集座機出口	り集座機出口	り集座機出口	⑤集塵機出口	り集座機
							2025年4月9日 2025年5月12日	_		2025年7月30日	_							
	硫黄酸化物	酸化物 ≦641ppm	大防法(K値17.5)		(3)結果取得年(4)測定結果	- 月 口	2025年5月12日 <0.002g/Nm3	_		2025年8月27日 <0.002g/Nm3	_							
	<u> </u>			~	(4)測定結果 基準値		< 0.002g/Nm3 $\leq 0.05g/Nm3$	_ ≦0.05g/Nm3		<0.002g/Nm3 ≤0.05g/Nm3	-	≦0.05g/Nm3	< 0.05 /N 2	< 0.0F /N 2	<0.05 /N2	< 0.0F /N 2	<0.0F /N2	< 0.0E /
	1121 18 /	<b>1 2005 (N)</b> 3	다.년·나	+/=	本午   (1)排がス採取位	字 図h®		⑤集塵機出口				⑤集塵機出口						
	ばいじん ≦0.05g/Nm³	<b> </b> 廃掃法		(2)排がス採取:		つ 未座 協 山 ローーー	り未座版出口	一 -	2025年7月30日	3 未座版出口	3 未座版山口	3 未 壁 機 田 日	3 未座版出口	3 未壁版出口	3 未座版出口	3 未壁版出口	ご未座依	
	,			(3)結果取得年		<del>-</del>	_	_	2025年7月30日	_								
	塩化水素	比水素   ┃  ≦700mg/Nm³	<b></b>		(4)測定結果	-714	_	_	_	2023∓8 <i>月</i> 27日 <2ppm	_							
				*	基準値			≦700mg/Nm3	< 700mg/Nm2		< 700mg/Nm2	< 700mg/Nm2	< 700mg/Nm2	< 700mg/Nm2	< 700mg/Nm2	< 700mg/Nm2	< 700mg/Nm2	< 700mg/
	室素酸化物	≦480ppm	大防法	究表	(1)排がス採取位	署 図巾⑤			⑤集塵機出口		5集塵機出口							
				(2)排がス採取:		2025年4月9日	一 一 一	一	2025年7月30日	3 朱座版山口	シ未定版山口	シ末座1成山口	少未定饭山口	シ末座1弦山口	少未定饭山口	シ末座1弦山口	シ末座(成	
	産業廃棄物処理施設の維持管理計画に基づく窒素酸化物及び硫黄酸化物の 連続測定結果は事業所にて供覧				(3)結果取得年		2025年5月12日	_		2025年7月30日	_			1		1		
				190	(4)測定結果	-/7 H	2025年5月12日 186ppm	_		2025年8月27日 110ppm	_			1		1		
				}	基準値		180ppm ≦480ppm	_ ≤480ppm	_ ≦480ppm	110ppm ≤480ppm	_ ≦480ppm	≦480ppm	≤480ppm	≦480ppm	≦480ppm	≦480ppm	≦480ppm	≦480p
1 1				1	至华胆		= 4oUppm	= 4o∪ppm	=≥4oUppm	== 4o∪ppm	=≥ 4oUppm	== 4o∪ppm	_ <del>_</del> 4o∪ppm	==4oUppm	_ <del>≅</del> 4o∪ppm	== 4o∪ppm	_ <del>= 4</del> o∪ppm	_ <u>⇒</u> 480/

\* 測定結果の符号(<)の付いた数値は、定量下限値または検出下限値を示す

【コメント】